

平成27年9月30日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

市民建産常任委員会
委員長 高原 伸二

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第110条の規定により報告します。

記

第66号議案 古賀市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

本案は新たに通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を定めるため、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 初回交付は国が費用負担し無料交付。ただし紛失、盗難にあった場合に関しては、通知カード（500円）及び個人番号カード（800円）に関して個人情報に対する重要性があるということと、受益者負担の考え方により、再交付について手数料を徴収するとのこと。
2. 通知カードは材質が紙、個人番号カードは材質がプラスチックで、ICチップと写真もつき、原材料費がかかることと、福岡県内の市に調査をしたところ、ほとんどの市町村が500円と800円ということ、国のほうからこの再交付の手数料に関して、原材料費は500円と800円という金額が示されており、それに基づいて古賀市もその金額で設定しているとのこと。
3. 再交付は、義務ではなく申請となるが、市役所としては利便性のためにも、再交付の申請を要望しているとのこと。
4. 10月以降の個人番号の利用は、行政窓口としては、個人番号カード申請以外はないとのこと。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第81号議案 市道路線の変更について

道路法第10条第2項の規定に基づき市道路線を変更するものである。

【審査内容】

1. 路線番号＝1131 篠林1号線：青柳字横枕4018－5番地先～青柳1220－3番地先（延長755.11m、幅員12.28m、面積9,276.08㎡）を、青柳字横枕4018－5番地先～新宮町大字立花口字梅ヶ内835－1番地先（延長852.11m、幅員12.25m、面積10,440.08㎡）へ変更するものである。
2. 市道の管理は古賀市で行い、管理瑕疵があった場合についても古賀市が対応するとのこと。
3. 委員全員で現地確認を行いました。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。